

石川県公報

令和3年4月6日
第13394号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

- 一般国道の区域の変更
- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始

(道路整備課) 1
(同) 1
(同) 2

○道路の占用を制限する区域の指定 (同) 2

公告

- 特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課) 2
- 大規模小売店舗の変更の届出の公告(経営支援課) 3

告示

石川県告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年4月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

石川県知事 谷本正憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	鳳珠郡穴水町字乙ヶ崎り59番地先から 鳳珠郡穴水町字乙ヶ崎り5番1地先まで	旧	8.56 ~ 12.10 150.2	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	10.32 ~ 23.10 150.2	

石川県告示第143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年4月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

石川県知事 谷本正憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
福浦港中島線	七尾市中島町土川耕27番1地先から 七尾市中島町土川七65番2地先まで	旧	5.20 ~ 14.30 460.0	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	9.50 ~ 23.50 460.0	
輪島富来線	輪島市別所谷町神明6番1地先から 輪島市別所谷町神明10番1地先まで	旧	12.50 ~ 59.40 175.6	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	15.60 ~ 66.30 175.6	
〃	輪島市別所谷町神明1番5地先から 輪島市別所谷町式六部35番地先まで	旧	5.60 ~ 17.80 105.6	〃
		新	7.90 ~ 23.10 105.6	
〃	輪島市別所谷町式六部32番1地先から 輪島市別所谷町式七部4番地先まで	旧	5.80 ~ 17.40 181.5	〃
		新	5.80 ~ 24.50 181.5	

〃	輪島市滝又町ト8番1地先から	旧	8.10～22.50	165.6	〃
	輪島市滝又町滝又75番地先まで	新	14.00～31.60	165.6	

石川県告示第144号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、令和3年4月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
福浦港中島線	七尾市中島町土川耕27番1地先から 七尾市中島町土川七65番2地先まで	令和3年4月6日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
輪島富来線	輪島市別所谷町神明6番1地先から 輪島市別所谷町神明10番1地先まで	令和3年4月6日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	輪島市別所谷町神明1番5地先から 輪島市別所谷町式六部35番地先まで	〃	〃

石川県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
 なお、その関係図面は、令和3年4月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和3年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	福浦港中島線	七尾市中島町土川耕27番1地先から 七尾市中島町土川七65番2地先まで	中能登土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年4月6日

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和3年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
令和3年3月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人北陸スポーツ協会
- 3 代表者の氏名
藤田 勝浩
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市山科3丁目6番9号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、各種スポーツ指導を手段とし、人種、国籍、性別、障害の有無に関わらず、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を整備していくため、スポーツを総合的に振興しスポーツを通じて地域活性化を図ることを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年4月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢大河端複合店舗
金沢市大河端西一丁目100番 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内7街区
(変更後) 金沢市大河端西一丁目100番 ほか
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ジーユー
代表取締役 柚木 治
山口県山口市佐山717番地
ほか1社
(変更後) 株式会社ジーユー
代表取締役 柚木 治
山口県山口市佐山10717番地
ほか1社
- 3 変更の年月日
令和2年7月17日
- 4 変更する理由
 - (1) 住所表示が付定されたため
 - (2) 小売業者に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和3年3月23日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年4月6日から同年8月6日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年8月6日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西松屋金沢大桑店、シュープラザ金沢大桑店、ザ・ダイソー金沢大桑店

金沢市大桑3丁目66番地 外22筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社西松屋チェーン

代表取締役 大村 禎史

兵庫県姫路市師東町庄266番地の1

ほか2社

(変更後) 株式会社西松屋チェーン

代表取締役 大村 浩一

兵庫県姫路市師東町庄266番地の1

ほか2社

3 変更の年月日

令和2年8月21日

4 変更する理由

小売業者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和3年3月23日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年4月6日から同年8月6日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年8月6日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課